避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母及び子3名)及び避難先で亡くなった申立外の亡父について、1. 原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた9万4000円とは別に、平成23年3月分から平成27年1月分までの食費増加費用として37万6000円が、2. 亡父及び申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、両名が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたことのほか、亡父はパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母は亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、亡父については月額3万円から5万円で算定した292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円で算定した114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、3. 亡父の埋葬費用につき、避難元の公営斎場における埋葬費用に比して高額となった差額分の全額が、4. ペット喪失による、精神的苦痛に対する慰謝料として10万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下「被相続人」という。)が平成29年9月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 避難費用(宿泊謝礼)

金50,000円

【期 間】自 平成23年3月15日 至 平成23年3月24日

2. 避難費用(食費増加費用)

金376,000円

【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成27年1月31日

3. 避難費用(物品購入費用)

金36,000円

【期 間】自 平成24年2月1日 至 平成24年3月31日

4. 避難費用(埋葬費増加費用)

金58,000円

5. 精神的損害(日常生活阻害慰謝料の増額分)

金2,850,000円

【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成29年9月30日

6. 精神的損害 (ペット喪失慰謝料)

金100,000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目に対する和解金として合計金347万円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月20日

(仲介委員 市川 太)